

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	津坂 勝哉
登録番号又は法人番号	95212776
所属する単位会	三重県行政書士会
事務所名称	
事務所所在地	〒511-0813 三重県桑名市桜通 45 番地
処分年月日	令和6年5月1日
処分内容（種類）	訓告
上記処分をした理由	<p>当該会員は、受任した任意後見人業務において「委任契約及び任意後見契約等公正証書」に定められた契約事項を適正に履行せず、また、従前より業務に関する帳簿を備えていなかった。</p> <p>これらのことは、行政書士法第9条（帳簿の備付及び保存）及び第10条（行政書士法の責務）に違反するものであり、さらに、当該会員に対し、三重県知事より戒告措置（令和5年11月30日付総務第03-34号）がなされたことにより、行政書士に対する信用を著しく失墜させる重大な事態を招いた。</p> <p>このことは、三重県行政書士会会則第46条第1項第二号の処分事由に該当する。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第9条（帳簿の備付及び保存）</p> <p>第9条 行政書士は、その業務に関する帳簿を備え、これに事件の名称、年月日、受けた報酬の額、依頼者の住所氏名その他都道府県知事の定める事項を記載しなければならない。</p> <p>2 行政書士は、前項の帳簿をその関係書類とともに、帳簿閉鎖の時から2年間保存しなければならない。行政書士でなくなったときも、また同様とする。</p> <p>行政書士法第10条（行政書士の責務）</p> <p>行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p>